

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金 処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンホライカイ			
法人名	社会福祉法人蓬莱会			
法人所在地	〒 771-1705	徳島県阿波市阿波町北整理1番地1		
フリガナ	キタオカヒロキ			
書類作成担当者	北岡博貴			
連絡先	電話番号	0883-63-6065	E-mail mima@horaikai.or.jp	

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	1,787,504 円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,800,000 円	←○
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)		
i) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	893,752 円	(90.00) % ←○
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	893,786 円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	804,406 円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	570,395 円	
うち、基本給等による改善の見込額	513,355 円	(90.00) %
(一月あたり 256,678 円)		
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	323,391 円	
うち、基本給等による改善の見込額	291,051 円	(90.00) %
(一月あたり 145,526 円)		

【記入上の注意】

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
 - I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
 - II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
 - ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	←○
---	-------------------------------------	----

【記入上の注意】

- 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	基本給	✓	決まって毎月支払われる手当(新設)	決まって毎月支払われる手当(既存の手当の増額)			
	上記以外(必ず選択)	手当(新設)		手当(既存の増額)	✓	賞与	該当なし(全て基本給等)	その他()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他()							
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。							
	【給与の構成】 第3条 給与の構成は、次のとおりとする。 給与—所定内給与—諸手当—処遇改善手当(新しく追加) 給与—一時金—処遇改善支援補助金一時金(新しく追加)							
	③ベースアップの実施予定	✓ 実施する	実施しない場合、やむを得ない事情					

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目		証明する資料の例
✓	令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓	令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓	補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓	補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓	補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓	職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

✓ 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る徳島県国民健康保険団体連合会から徳島県への支払口座情報の提供に同意します。(別紙様式2-2 ③に「○」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。)

✓ 計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 4 月 12 日 法人名 社会福祉法人蓬萊会
代表者 職名 理事長 氏名 大塚忠廣

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別図表)

介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人蓬莱会		
介護職員処遇改善支給額(見込額)の合計[円](c)	1,787,504	うち、令和8年4-5月分の精算金額(見込額)の合計[円](d)	693,752

【記入上の注意】 基準改修支援助成金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で精算金額以上となる現金改修等の要件を満たしていれ

されない場合は、**「段落記述」**で、団体登録のサービス等で、会員登録料金の支払方法等が異なる事業所が多い。**「段落記述」**で、会員登録料金の支払方法等が異なる事業所が多い。

(2)の別途、(1)の質権を設定する様式で事業所の財産を先に貸し出しに面に出上で、(3)に「〇」を付けること。
そのうち、(1)は、(2)のものと併せて(3)だけを記入すること。
(2)の別途、(1)の質権の指定する財産を先に貸し出しに面に出上で、(3)に「〇」を付けること。

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金 処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン ホウライカイ		
法人名	社会福祉法人 蓬萊会		
法人所在地	〒 771-1705	徳島県阿波市阿波町北整理1-1	
フリガナ	オオツカ ケンスケ		
書類作成担当者	大塚 健輔		
連絡先	電話番号	042-713-3818	E-mail careplaza-sagamihara@vesta.ocn.ne.jp

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	1,461,748 円	← <input type="checkbox"/>
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,552,701 円	← <input checked="" type="checkbox"/>
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)		
i)介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	730,874 円	(88.01) % ← <input type="checkbox"/>
ii)賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	736,278 円	
iii)うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	643,240 円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	569,720 円	
うち、基本給等による改善の見込額	497,320 円	(87.29) %
(一月あたり 248,660 円)		
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	166,558 円	
うち、基本給等による改善の見込額	145,920 円	(87.61) %
(一月あたり 72,960 円)		

【記入上の注意】

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
- I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
- II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← <input type="checkbox"/>
---	-------------------------------------	----------------------------

【記入上の注意】

- 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	基本給	<input checked="" type="checkbox"/>	決まって毎月支払われる手当(新設)	決まって毎月支払われる手当(既存の手当の増額)			
	上記以外(必ず選択)	手当(新設)		手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/>	賞与	該当なし(全て基本給等)	その他()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し その他()							
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 【給与の構成】第3条給与の構成は、次のとおりとする。給与、所定内給与、諸手当、処遇改善手当(新しく追加)、給与、-処遇改善補助金一時金(新しく追加)							
	③ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	実施しない場合、やむを得ない事情					

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目		証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/>	令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/>	令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/>	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/>	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/>	職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
<input checked="" type="checkbox"/>	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る神奈川県国民健康保険団体連合会から神奈川県への支払口座情報の提供に同意します。(別紙様式2-2 ③に「○」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。)

計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="2"/> 日	法人名 <input type="text" value="社会福祉法人 蓬萊会"/>
代表者 <input type="text" value="理事長"/>	氏名 <input type="text" value="大塚 忠廣"/>

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

**令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金
処遇改善計画書**

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンホウライカイ		
法人名	社会福祉法人蓬莱会		
法人所在地	〒 771-1705 徳島県阿波市阿波町北整理1番地1		
フリガナ	マツナガ ヒロユキ		
書類作成担当者	松永 裕幸	E-mail	tama@horaikai.or.jp
連絡先	電話番号	042-313-7518	

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	1,804,192	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,860,000	円	
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i)介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	902,096	円	(103.09) %
ii)賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	930,000	円	
iii)うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	930,000	円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	610,000	円	
うち、基本給等による改善の見込額	610,000	円	(100.00) %
(一月あたり 305,000 円)			
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	320,000	円	
うち、基本給等による改善の見込額	320,000	円	(100.00) %
(一月あたり 160,000 円)			

【記入上の注意】

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
 - I 补助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
 - II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
 - ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	
-------------------------------------	-------------------------------------	---

【記入上の注意】

- 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	基本給	✓	決まって毎月支払われる手当(新設)	決まって毎月支払われる手当(既存の手当の増額)		
	上記以外(必ず選択)	手当(新設)		手当(既存の増額)	✓	賞与	該当なし(全て基本給等) その他 ()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)						
	就業規則の見直し	✓	賃金規程の見直し	その他 ()			
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。						
③ベースアップの実施予定	✓	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情				

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓ 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓ 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓ 本計画書の内容を履用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る東京都国民健康保険団体連合会から東京都への支払口座情報の提供に同意します。(別紙様式2-2 ③に「〇」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。) 計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
令和 6 年 4 月 15 日 法人名 <input type="text"/> 社会福祉法人蓬莱会 代表者 <input type="text"/> 職名 <input type="text"/> 理事長 氏名 <input type="text"/> 大塚忠廣	

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

介道員處遇改善支援助金計回書(施設・事業所別個表)

議員處遇改善支援補助金計畫（施設・事業所別個表）

法人名	社会福祉法人蓮葉会	
被扶養者年齢別扶養親類等支拂費用金額(区分別)の合計[円](a)	1,804,182	

[記入上の注意] 記入欄に記載する金額は、提出先の勘定科目内に所在する事業所・施設であなた法人一括での作成が可能であり、金額が勘定科目以上となる場合は改行等の要件を満たして下さい。

事業所の数が多く、1位には認定された場合は、適宜、行を並び加へること。

通し番号	介護保険事業所登録番号	事業所の所在地	郵便番号	事業所名	サービス名	事業所名	サービス名	交付申請書類提出改訂		介護報酬支給額(税込)(a×b×c)	介護報酬支給額の見込み(税込)[円]	①実施期間(当該年4月から、令和元年4月までの見込み)(C)	②実施期間(当該年4月から、令和元年4月までの見込み)(C)				
								交付対象期間(d)									
								1月あたりの被扶養者数 [単位:人]	1月あたりの被扶養者数 [単位:人]								
1	1375001482	東京都 多摩市	20250	特別養護老人ホームアプロチ子ども園	介護老人福祉施設	○	2563,000	10,72	0,3% 令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	58,112	494,556	~	○				
2	1375001486	東京都 多摩市	20250	特別養護老人ホームアプロチ子ども園	(介護予防)短期入所生活介護	○	301,000	10,88	0,3% 令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	117,582	55,946	~	~				
3	1375001489	東京都 多摩市	20250	特別養護老人ホームアプロチ子ども園	介護老人福祉施設	○	368,000	10,72	0,3% 令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	37,568	188,784	~	~				
4	1375001498	東京都 多摩市	20250	特別養護老人ホームアプロチ子ども園	(介護予防)短期入所生活介護	○	31,000	10,88	0,3% 令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	12,140	4,070	~	~				
5	1375001508	東京都 多摩市	20250	ケアハウスミラーリヒ	(介護予防)特定施設入居者生活介護	○	508,000	10,72	0,3% 令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	311,480	155,740	~	~				
6						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
7						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
8						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
9						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
10						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
11						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
12						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
13						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
14						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
15						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
16						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
17						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
18						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
19						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				
20						~		10,00	令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			~	~				